

競争的資金等の取扱いに関する規程

平成19年10月31日 19規程第3号

平成20年 7月 1日 20規程第1号

平成24年 4月 1日 24規程第4号

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人地震予知総合研究振興会（以下「振興会」という。）における競争的資金等（科学研究費補助金等の公募型の研究資金をいう。以下同じ。）の適正な取扱いに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(競争的資金等の管理)

第2条 振興会の研究者（以下「研究者」という。）が競争的資金等の交付を受ける場合には、当該競争的資金等の管理を振興会に委託するものとする。

2 振興会は委託を受けた競争的資金等の管理を研究者に代わり行うに当たり、直接経費は競争的資金等専用の銀行口座を設け適正に保管するものとする。

3 振興会は、研究者が直接経費により購入した設備、備品又は図書（以下「設備等」という。）について、当該研究者からの寄付を受け入れるとともに、当該研究者が他の研究機関に所属することとなる場合には、その求めに応じて、これらを当該研究者に返還するものとする。

4 振興会は、研究者が交付を受けた間接経費について、当該研究者からの譲渡を受け入れ、これに関する事務を行うとともに、当該研究者が他の研究機関に所属することとなる場合には、直接経費の残額の30%に相当する額の間接経費を当該研究者に返還するものとする。

(運営・管理体制)

第3条 振興会における競争的資金等の適正な運営及び管理のため、第1号から第3号に定める責任者及び第4号に定める不正防止計画の推進を担当する部署（以下「防止計画推進部署」という。）を置くものとする。

(1) 最高管理責任者は、振興会全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負うものとし、会長をもって充てる。

(2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について全体を統括する実質的な責任と権限をもつものとし、専務理事（専務理事が置かれていないときは常務理事とし、専務理事及び常務理事とも置かれていないときは会長が指名した理事とする。以下同じ。）をもって充てる。

(3) 部局責任者は、本部地震防災調査研究部、地震調査研究センター及び東濃地震科学研究所における競争的資金等の運営・管理について統括する実質的な責任と権限をもつものとし、当該研究部、センター及び研究所の長並びに会長が指名した者とする。

(4) 防止計画推進部署は、事務局（事務局長、事務局次長及び会長が指名した者を担当者とする。）とし、次に掲げる業務を行う。

イ 競争的資金等の適正な運営及び管理を行うための環境整備に関すること。

ロ 競争的資金等の運営及び管理に係るモニタリング及び監査に関すること。

- ハ 不正行為の調査及び処理に関すること。
 - ニ その他不正防止計画の推進にあたり必要な事項に関すること。
- 2 最高管理責任者は、統括管理責任者及び部局責任者が責任をもって競争的資金等の運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。
 - 3 競争的資金等の管理にあたる事務職員は専門的能力をもって公的資金の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあることを認識し、その管理の事務にあたるものとする。

(不正防止計画)

第4条 最高管理責任者は、競争的資金等の不正行為に係る調査及び処理に関する業務を適切かつ円滑に実施するために不正防止計画を策定するものとする。

(相談窓口)

第5条 振興会の競争的資金等の事務処理に関する統一的な運用の相談窓口は事務局次長とする。

第6条 競争的資金等の使用に関するルール等についての相談窓口は事務局次長とする。

(通報窓口)

第7条 振興会の競争的資金等の不正行為に関する通報窓口は事務局次長とする。
2 事務局次長は、前項の通報があったときは、速やかに最高管理責任者及び事務局長に報告するものとする。

(通報者の保護)

第8条 振興会は、通報者が前条の通報をしたことを理由として、第11条に定める場合を除き、解雇その他いかなる不利益取扱いを行ってはならないものとする。

(調査)

第9条 最高管理責任者は、第7条第2項の報告を受けたときは、防止計画推進部署に通報内容の合理性などについて予備調査を実施させ、本調査を行うべきか否かを判断するものとする。
2 前項の予備調査の結果、本調査を行う必要があると判断するときは、専務理事、事務局長及び最高管理責任者が指名する者並びに会長が必要に応じて委嘱する外部の者による調査委員会を設置し、調査を行わせるものとする。

(対応処置)

第10条 会長は、前条第2項の本調査の結果不正の事実があると認めるときは、関係機関に報告するとともに、その職員に対し就業規則等に従って処分を行うことができるものとする。

(不正の目的)

第11条 通報者は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的の通報を行ってはならない。会長は、そのような通報を行った職員に対し就業規則等に従って処分を行うことができるものとする。

附則

この規程は、平成19年10月31日から施行する。

附則（平成20年7月1日 20規程第1号）

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人地震予知総合研究振興会の設立の登記の日から施行する。